

2020年9月11日

厚生労働大臣 加藤勝信殿

厚生労働省保険局国民健康保険課御中

厚生労働省保険局高齢者医療課御中

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する 傷病手当金の支給について【3】

協同組合日本俳優連合
<https://www.nippairen.com/>

公益社団法人落語芸術協会
<http://www.geikyo.com/lite/>

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）フリーランス連絡会
<http://www.union-net.or.jp/mic/>

ユニオン出版ネットワーク（出版ネット）
<http://union-nets.org/>

新型コロナウイルス感染症対策での日頃のご尽力に敬意を表します。

フリーランスへの傷病手当金給付についての3度目の要請となります。

新型コロナウイルスは、雇用・非雇用にかかわらず誰もが感染しうる危険性を持っています。今回の、自治体に対する国民健康保険および後期高齢者医療保険における傷病手当金支給の要請の目的が、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」であるならば、なぜ国の財政支援の対象を「被用者」に限定するのか、理解に苦します。

5月の国会で、宮本徹議員の傷病手当金支給対象者拡大についての質問に対して、加藤厚労大臣は、対象拡大できない理由を「フリーランスの就業形態は多様であり、収入（報酬の日額）の算定が難しい」から、と言われました。しかし、鳥取県岩美町、岐阜県飛騨市では、個人事業主にも傷病手当金を支給することを公表。前年度の事業収入をもとに計算するという方法をとっており、報酬日額の算定の問題は、クリアされています。

7月8日、私たちは再度、東京23区と東京都に対して、フリーランスへの傷病手当金の支給についての要請を行いました。そのなかで、ある区の回答では、「自治体が傷病手当金を個人事業主に支給した場合は、国の財政支援の対象となっていないため、支給対象にすることは考えていない」と前置きしたうえで、「令和2年6月30日、全国市長会から国に対し、令和3年度予算概算要求に向けて『傷病手当金支給対象者の拡大や支給対象額の増額を行うこと』を提言しているので、動向を注視している」と書かれていました。別の区の担当者は、「傷病手当金支給については、他からも同様の声があがっている」と答えています。

また、別の自治体の国民健康保険課の担当者からは、「国から『被用者への傷病手当金支

給』の通知が届いた時点から、被用者に限定するのは、国保加入者の『公平性』の面で問題があるのではないかとの意見が、国と各自治体の国保担当者の懇談の場で出ている」というかがいました。

このような多くの国保加入者の要望を受け止め、被用者以外の働き手に対しても傷病手当金が給付されるよう、国が財政支援をすることを強く求めます。

もう一点、今回の新型コロナ対策としての傷病手当金支給の適用期間は、2020年9月末までとなっていますが、Q&Aでは、「国内の感染状況を注視」して、延長もあり得るとなっています。いまだ感染症の収束が見えないなか、適用期間の延長が必要だと思われます。

つきましては、以下のことを要請ならびに質問します。ご回答を、9月25日までに文書にていただけますようお願ひいたします。

記

- 1 個人事業主が新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いがあって休業した場合は、傷病手当金支給の対象とすること。給付については、国が財政支援すること。
- 2 新型コロナ対策としての傷病手当金支給の適用時期を延長すること。
- 3 自治体財政で個人事業主への傷病手当金を給付している自治体名を公表してください。
- 4 各自治体の国民健康保険課や全国市長会から、具体的にどのような声があがっているかを明らかにしてください。
- 5 上記4について、国はどのように回答しているのかを明らかにしてください。
- 6 「被用者のみに支給というのは公平性に欠ける」という主張に対して、国はどのように考えているかを明らかにしてください。